

合意書（案）

令和〇年〇月〇日

西日本鉄道株式会社自動車事業本部長 ○ ○ ○ ○

福岡県公安委員会委員長 山 本 和 生

古賀市長 ○ ○ ○ ○

九州運輸局長 ○ ○ ○ ○

古賀市地域公共交通会議会長 ○ ○ ○ ○

古賀市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は
駐車に関する合意書（案）

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 44 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、古賀市内の乗合
自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して下記のとおり合
意する。

記

- 1 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称
別表のとおり
- 2 1 に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲
古賀市が運行を依頼した一般旅客自動車運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業（道路
運送法施行規則第 3 条の 3 第 3 号に規定する区域運行に限る。）の用に供する乗車定員 1 1 人未
満の自動車（通称「のるーと古賀」）に限る。
- 3 1 における 2 の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにする
ため必要と認める事項
1 における 2 の停車又は駐車は、2 に係る運行時間内に限るものとする。

別表

旅客の運送の用に供する自動車 又は駐車をする乗合自動車の 停留所の名称	所在地
サンコスモ古賀	福岡県古賀市庄205先
鹿部 (東向き)	福岡県古賀市美明1-13-14先